結城市長 小 林 栄 様

結城市監査委員 國府田 均 結城市監査委員 大 橋 康 則

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別添意見書を提出する。

令和6年度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化 判断比率及び第22条第1項の規定による資金不足比率の審査

第2 準拠した基準

結城市監査基準

第3 審査の対象

令和6年度決算等に基づき算定された次の比率及び算定の基礎となった書類

- 1 健全化判断比率
- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4)将来負担比率
- 2 資金不足比率

第4 審査の期間及び実施場所

- 1 期 間 令和7年7月22日から8月15日まで
- 2 実施場所 結城市役所 監査委員事務室

第5 審査の着眼点

決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査した。

第6 審査の主な実施内容

審査の実施に当たっては、結城市監査基準に準拠し、審査に付された健全化 判断比率等が、法令等が求める方法で算定された財政指標に基づき作成され、 かつ計数に誤りがないかについて、関係書類との照合及び計数の確認を行うと ともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され、かつ計数は正確なものと認められた。

1 算定対象会計の範囲

(結	(結城市)予算・決算会計区分 健全化法会		全化法会計區	区分								
	一般会計		一般会計等		実質赤字比率							
	国民健康保険						連結					
	後期高齢者医療			会計以外 引会計			実					
特別会計	介護保険						質赤字		実			
	南部第二土地区画整理事業	公営事業 会計		法非適用			比		質			
	南部第三土地区画整理事業		公営企業会計法	事業			率		公債		資 金	
	水道事業								費 比	将	資金 不足比	
企業会計	公共下水道事業			法適用 事業					率	来 負	比率	
	農業集落排水事業									担比		
										 率	※公営企	
一 広部	筑西広域市町村圏	事務組合									ごとに算え	Ē
域事連務	茨城県市町村総合副	茨城県市町村総合事務組合										
合 組	茨城租税債権管理権	2機構										
等 合 •	茨城県後期高齢者	医療広域連合	ì									
					_							
第	結城市土地開発公祥	t										
三地セ方	茨城県信用保証協会	À										
ク公タ社	富士見町土地区画塾	隆理組合										
1 .	逆井土地区画整理組	祖合										
等	四ツ京土地区画整理	型組合 										

- ※ 実質公債費比率は、公営事業会計のほか、一部事務組合等が負担する公債費を 含めた額で、結城市の一般会計等が負担しなければならない額を対象とする。
- ※ 将来負担比率は、公営事業会計や一部事務組合等のほか、土地開発公社や土地 区画整理組合等を含めた将来負担すべき額で、結城市の一般会計等が負担しなけ ればならない額を対象とする。
- ※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し、結城市では5つの会計が対象と なる。

2 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の各比率の状況は、次のとおりである。

【健全化判断比率の各比率の状況】

(単位:%)

	比 率 名	6年度	5年度	増減	早期健全化 基準	財政再生 基準
(1)	実質赤字比率	— (△7.34)	— (△7.72)	_	13. 12	20.00
(2)	連結実質赤字比率	<u> </u>	<u> </u>	_	18. 12	30.00
(3)	実質公債費比率	7.9	7.7	0.2P	25.0	35.0
(4)	将来負担比率	31.2	28.8	2.4P	350.0	_

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定されなかったため「一」で表示した。各比率の()内の数値は、計算結果に基づく黒字の比率を参考として △で表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

実質公債費比率は 7.9% であり、前年度と比較して 0.2 ポイント増加し、早期健全化 基準 (25.0%) を下回っている。

将来負担比率は 31.2%であり、前年度と比較して 2.4 ポイント増加し、早期健全化 基準 (350.0%)を下回っている。

いずれの比率も国が示す基準を下回り、財政の健全段階の範囲内である。

健全化判断比率の4指標の算出に用いられる標準財政規模の状況は、次表のとおりである。

なお、標準財政規模は、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示す指標で、令和6年度の結城市の標準財政規模は11,486,933千円であり、前年度と比較して248,061千円(2.21%)増加している。

【結城市の標準財政規模の状況】

(単位:千円)

Γ			6年度	5年度	増減額
			11, 486, 933	11, 238, 872	248, 061
	ж	標準税収入額等	8, 424, 225	8, 271, 603	152, 622
	内	普通交付税額	3, 009, 220	2, 852, 625	156, 595
訳	臨時財政対策債発行可能額	53, 488	114, 644	△61, 156	

※ 標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すものである。

【一般会計等に係る実質収支額及び実質赤字比率の推移】

(単位:千円、%)

区	分	6年度	5年度	4年度
一般会計		843, 515	867, 928	1, 304, 132
一般会計等実質切	7支額	843, 515	867, 928	1, 304, 132
実質赤字額	A	△843, 515	△867, 928	△1, 304, 132
標準財政規模	В	11, 486, 933	11, 238, 872	11, 108, 524
実質赤字比率	A/B×100	(△7.34)	(△7.72)	(△11.73)

[※] 実質収支が黒字の場合、「実質赤字比率」は負の値となる。

一般会計等の実質収支額が843,515 千円の黒字となっているため、<u>実質赤字比率は</u> 算定されない。

参考として実質収支の黒字額の比率を求めてみると \triangle 7.34%となり、前年度と比較して 0.38 ポイント減少し、早期健全化基準(13.12%)との差は 20.46 ポイントとなっている。

一般会計の実質収支額を前年度と比較すると 24,413 千円 (2.81%) 減少した。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の全ての会計の赤字や黒字を合算したものを標準財政規模で除し、市全体としての赤字の程度を指標化し、資金不足の深刻度を表すものである。

【連結実質赤字比率の状況】

(単位:千円、%)

区分	6年度	5年度	4年度
一般会計等(実質収支額) A	843, 515	867, 928	1, 304, 132
一般会計	843, 515	867, 928	1, 304, 132
公営企業会計以外の特別会計	257 792	194 041	175, 311
(実質収支額) B	257, 783	124, 041	175, 511
国民健康保険特別会計	100, 138	2,814	31,859
介護保険特別会計	155, 675	119, 598	141,877
後期高齢者医療特別会計	1,970	1,629	1,575
公営企業会計(資金剰余額) C	1, 918, 619	1,840,044	1, 799, 585
南部第二土地区画整理事業特別会計	108, 277	72, 975	81,610
南部第三土地区画整理事業特別会計	20, 195	34, 342	39, 368
水道事業会計	1, 697, 648	1,662,429	1, 582, 566
公共下水道事業会計	90, 195	70, 292	96, 040
農業集落排水事業会計	2, 304	6	1
合計(連結実質収支額)(A+B+C) D	3, 019, 917	2,832,013	3, 279, 028
標準財政規模 E	11, 486, 933	11, 238, 872	11, 108, 524
連結実質赤字比率 D/E×100	$(\triangle 26.29)$	$(\triangle 25.19)$	$(\triangle 29.51)$

[※] 連結実質収支が黒字の場合、「連結実質赤字比率」は負の値となる。

連結実質収支額が 3,019,917 千円の黒字となっているため、<u>連結実質赤字比率は算</u> 定されない。

参考として連結実質収支の黒字額の比率を求めてみると \triangle 26.29%となり、前年度と比較して 1.1 ポイント増加し、早期健全化基準(18.12%)との差は 44.41 ポイントとなっている。

また、連結実質収支額を前年度と比較すると 187,904 千円 (6.6%) の増加となり、その主な要因は、一般会計の実質収支額は 24,413 千円減少したものの、国民健康保険特別会計が 97,324 千円増加、介護保険特別会計が 36,077 千円増加、南部第二土地区画整理事業特別会計が 35,302 千円増加、水道事業会計が 35,219 千円増加したことによるものである。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準ずる経費を標準財政規模で除したものの3か年の平均値で、資金繰りの危険度を示す指標である。

【実質公債費比率の推移】

(単位:千円、%)

区 分	6年度	5年度	4年度
元利償還金 A	1, 656, 224	1, 625, 588	1, 473, 933
準元利償還金 B	550, 602	701, 361	790, 623
特定財源 C	319, 793	311,040	286, 044
普通交付税算入額 D	1, 115, 134	1, 167, 619	1, 193, 637
標準財政規模 E	11, 486, 933	11, 238, 872	11, 108, 524
単年度実質公債費比率	7. 44229	8. 42288	7. 91613
$\{ (A+B) - (C+D) \} / (E-D) \times 100 $	7.44229	0.42200	7.91013
実質公債費比率	4年度~6年度	3年度~5年度	2年度~4年度
(3か年平均)	7.9	7.7	7.0

<u>実質公債費比率は 7.9%</u>であり、前年度と比較して 0.2 ポイント増加し、早期健全化 基準 (25.0%) を下回った数値となっている。

増加した主な要因は、令和6年度の単年度実質公債費比率の算定において、公債費の元利償還金は増加したが、公債費に準ずる債務負担行為、公営企業の公債費に要する繰入金が大幅に減少したため、単年度比率が前年度と比較して減少している。

3 か年の平均値である実質公債費比率の算定で、令和3年度の単年度比率 (6.78940%) が算定期間から除かれ、令和6年度の単年度比率(7.44229%) が加わったことによるものである。

【単年度比率の推移と実質公債費比率】

5年度	単年月	6年度	
	3年度	6.78940%	
7.7%	4年度	7.91613%	
	5年度	8.42288%	7.9%
	6 年度	7.44229%	

(4)将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な 負債にあたる額(将来負担額)から、この負債の償還に充てることができる基 金等を控除のうえ、標準財政規模で除して(ただし、分子・分母双方から元利 償還金等に係る基準財政需要額算入額(普通交付税算入額)を差引く。)指標化 したもので、将来、市の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

【将来負担比率の推移】

(単位:千円、%)

区 分		6年度	5年度	4年度	
将来負担額	A	23, 238, 739	23, 446, 824	24, 695, 745	
充当可能財源等	В	19, 998, 806	20, 545, 139	21, 341, 362	
標準財政規模	С	11, 486, 933	11, 238, 872	11, 108, 524	
普通交付税算入額	D	1, 115, 134	1, 167, 619	1, 193, 637	
将来負担比率		31. 2	28.8	33.8	
$\{ (A-B) / (C-D) \} \times 100$		31. 2	20.0	33. 0	
早期健全化基準		350.0			

将来負担額は23,238,739 千円で、前年度と比較して208,085 千円(0.89%)減少している。充当可能財源等も19,998,806 千円であり、前年度と比較して546,333 千円(2.66%)減少している。

将来負担比率は31.2%であり、前年度と比較して2.4ポイント増加している。

増加した主な要因は、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額は減少したが、組合等負担等見込額の増加や差引かれる充当可能基金の減少により分子の額が増加し、一方、標準財政規模が増加し、差引かれる普通交付税算入額が減少したために分母の額も増加したことによるものである。

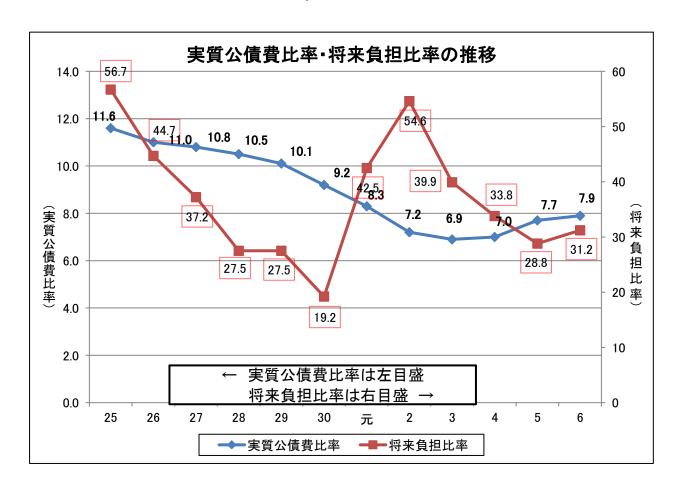
健全化判断比率の各比率の推移は、次の表・図のとおりである。

(単位:%)

					·	
比 率 名	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実質赤字比率	\triangle 12.59	△8.27	△8.64	△5.92	△9.31	△7.70
連結実質赤字比率	\triangle 30.65	$\triangle 24.72$	$\triangle 27.07$	△24. 36	$\triangle 26.58$	△24.10
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6 年度
	△6.88	△9.46	△14. 13	△11. 73	△7.72	△7.34
	△23.09	$\triangle 29.56$	△31.50	$\triangle 29.51$	$\triangle 25.19$	△26. 29

比 率 名	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実質公債費比率	11.6	11.0	10.8	10.5	10.1	9.2
将来負担比率	56. 7	44. 7	37. 2	27. 5	27.5	19.2
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6 年度
	8.3	7.2	6. 9	7.0	7.7	7.9
	42.5	54.6	39.9	33.8	28.8	31. 2

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は全会計黒字のため算出されないが、参考 として黒字の比率を△で表示した。



3 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計ごとに資金不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率算定の対象となるのは、地方公営企業法の規定の全部又は一部 を適用する事業及び地方財政法施行令第46条に規定する事業で市の条例で定 める事業である。

経営健全化基準は、20.0%である。

指標の算定式は次のとおりである。

(資金不足額) ※1

- ・法適用企業:(流動負債+建設改良費等以外の目的で発行した地方債現在高-流動資産)
 - -解消可能資金不足額
- ・法非適用企業:(繰上充用額+支払繰延・事業繰越額+建設改良費等以外の目的で発行した 地方債現在高) -解消可能資金不足額

(事業の規模)※2

- ・法適用企業:営業収益の額-受託工事収益の額
- ・法非適用企業:営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

いずれの公営企業会計においても資金不足額が生じなかったため、<u>資金不足比率は</u> 算定されない。

また、本制度創設以来、資金不足比率が算定された公営企業会計はない。

参考として各公営企業会計の資金剰余額の状況を掲げると、次表のとおりである。

【公営企業会計別資金剰余額の推移】

(単位:千円)

会 計 名	6年度	5年度	4年度
南部第二土地区画整理事業特別会計	108, 277	72, 975	81,610
南部第三土地区画整理事業特別会計	20, 195	34, 342	39, 368
水道事業会計	1, 697, 648	1, 662, 429	1, 582, 566
公共下水道事業会計	90, 195	70, 292	96, 040
農業集落排水事業会計	2,304	6	1

[※] 水道事業会計、公共下水道事業会計及び農業集落排水事業会計は「法適用企業」、 それ以外の会計は「法非適用企業」である。

4 健全化判断比率等の算定式

(単位:千円)

< 健全化判断比率>

① 実質赤字比率:一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す。

$$\begin{pmatrix} - \end{pmatrix} = \frac{-$$
般会計等の実質赤字額 $\triangle 843,515}{$ 標準財政規模 $11,486,933$ × 100

② 連結実質赤字比率:全会計を合算した一法人としての赤字額を指標化し全体としての運営の深刻度を示す。

$$\begin{pmatrix} - \end{pmatrix} = \frac{- 般 \cdot 特別 \cdot 企業会計の実質赤字額 △3,019,917}{標準財政規模 11,486,933} × 100$$

③ 実質公債費比率:一般会計等の義務的経費である公債費等の3か年平均の指標で、 資金繰りの危険度を示す。

④ 将来負担比率:一般会計等が将来負担すべき負債額の実質負担額を指標化し、将来 財政を圧迫する可能性の高さを示す。

なお、①及び②の比率は実質収支が黒字となったため算定されないが、参考までに 黒字額の比率を求めたものである。

<資金不足比率>:各公営企業会計の資金不足額を料金収入等の規模との比較で指標 化し、経営状況の深刻度を示す。

資金不足額 公営企業会計ごとに 事業の規模 × 100 で求めるが、いずれの会計においても 資金不足額が生じなかったため算出されない。

第8 むすび

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、対象の会計がそれぞれ黒字のため算出されず、実質公債費比率は前年度の7.7%から7.9%に、0.2 ポイント増加した。将来負担比率は前年度の28.8%から31.2%に2.4ポイント増加し、若干負担比率が上昇した。どちらの項目も早期健全化基準に該当せず問題はない。

資金不足比率では、全ての公営企業会計において資金不足額が生じなかった ため、算定されていない。

以上のことから、各比率は早期健全化基準、又は経営健全化基準を下回る健 全段階で推移しており、本市の財政状況は良好な状態にあると認められる。

実質公債費比率が微増した主な要因は、公債費に準ずる債務負担行為の額の減少、公営企業の公債費に要する繰入金の減少、一方で、標準税収入額等の増加による標準財政規模の増加によるものである。

少子高齢化が進展する社会経済情勢の下、歳入の根幹である市税の大幅な収入増を見込むことは困難な状況である。

一方、歳出では社会保障関連施策の充実や、老朽化しつつある公共施設の長寿 命化対策、農業など地場産業の振興や企業誘致推進等による地域経済の活性化 等にも適切に対応していかなければならず、財政需要の増大は避けられないも のと思料される。

このため、引き続き財源の確保や事務の効率化を図るとともに、後の世代に過大な負担を残すことがないよう、将来にわたり健全な行財政運営、健全な企業経営に努められたい。

また、今後進んでいく人口減少や少子高齢化は、種々の分野で、自治体間の 較差や競争に益々拍車がかかることが予想されることから、行政本体自ら経営 マインドを高めていく必要があると思われる。